

墨田区船着場条例(案)概要

1 目的

国際観光都市すみだの魅力の向上及び水辺空間を活用したうるおいのあるまちづくりの推進を目的として、観光、旅客輸送等の拠点とするため、墨田区船着場を公の施設として設置する。

2 名称及び位置

名 称	位 置
吾妻橋船着場	墨田区吾妻橋一丁目23番地先
おしなり公園船着場	墨田区押上一丁目1番地先
平井橋船着場	墨田区立花三丁目29番地先
立花六丁目船着場	墨田区立花六丁目24番地先
東墨田二丁目船着場	墨田区東墨田二丁目1番地先

3 使用対象船舶

次の船舶の発着について、船着場を使用することができる。

旅客船（海上運送法に規定する一般旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業の用に供する船舶）又は規則で定める事業の用に供する船舶

防災活動又は災害復興支援活動の用に供する船舶

国又は地方公共団体が河川管理の業務に使用する船舶（ に掲げるものを除く。）

特殊用務船（河川管理者、消防又は警察の業務に使用する船舶）

上記以外の船舶で区長が認めるもの

4 開場時間及び休場日

施 設	開場時間 規則で定める。	休 場 日 規則で定める。
吾妻橋船着場	午前9時から午後10時まで	
おしなり公園船着場	扇橋 ^こ 門及び荒川ロックゲートの運用時間を考慮して定める時間 午前9時から午後3時30分 (夏期は午後5時)までを予定	扇橋 ^こ 門及び荒川ロックゲートの運用休止日 次の休場日を予定 ・年未年始(12月31日から翌年1月3日まで) ・毎月第1日曜日 ・9月第2日曜日及び第3日曜日
平井橋船着場		
立花六丁目船着場		
東墨田二丁目船着場		

上記3の から までに掲げる船舶については、開場時間以外及び休場日においても利用することができる。

5 使用手続

船着場を使用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。

上記3の 船舶にあつては、あらかじめ使用に係る船舶の審査及び使用者の登録を受ける必要がある。

6 使用料の額（上限額）

船舶の種類	1隻につき1回当たり	
	1日1回使用する場合	1日2回以上使用する場合
定員12人以下	600円	450円
定員13人以上25人以下	1,000円	750円
定員26人以上44人以下	2,000円	1,500円
定員45人以上	5,000円	4,000円

規則で定める場合については、使用料を減額し、又は免除することができる。

7 使用料の支払

上記5により使用承認を受けた者は、規則で定める日までに、当該使用した日の属する月における使用料を一括して納付しなければならない。

8 過料

区長は、船着場において次の行為をした者に対し、5万円以下の過料に処することができる。

火気の使用及び危険物の持込み

工作物の設置

物品の販売その他の営業行為

その他船着場の管理運営上支障を来すおそれがある行為

9 施行期日等

平成25年4月1日。ただし、吾妻橋船着場については、平成25年6月1日

船着場の使用に係る手続、準備行為等は、施行日前においても行うことができることとする。